

平成 2 9 年度
東京都動物由来感染症検討会（第 1 回）
会議録

平成 2 9 年 7 月 2 0 日
東京都福祉保健局

(午後2時00分 開会)

○環境保健衛生課動物管理担当 定刻となりましたので、ただいまから「平成29年度第1回東京都動物由来感染症検討会」を開会させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

私は、東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当の高橋でございます。よろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、環境衛生事業推進担当課長の鮫島から御挨拶申し上げます。

○環境衛生事業推進担当課長 皆様、お忙しいところ、本会議にお集まりいただきましてありがとうございます。東京都福祉保健局健康安全部の環境衛生事業推進担当課長の鮫島でございます。よろしく願いいたします。

平成29年度の第1回の東京都動物由来感染症検討会の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年度は、鳥インフルエンザが大流行いたしまして大きな話題となりました。都内でも、オナガガモの1羽の死亡個体から鳥インフルエンザのウイルスが確認されたところがございます。また、一部の動物園では鳥の展示を中止するなど、動物由来感染症についてますます、関心が高まっている状況でございます。今後とも、動物由来感染症への対応の強化、そして人々の感染症への理解が一層求められていくような状況になってきているところでございます。

都では動物愛護管理推進計画を定めておりまして、その中で動物由来感染症対策を重要な施策と位置づけております。動物由来感染症の正しい知識を都民に伝え、感染症の発生を未然に防止するとともに、健康被害が発生した際には都民への健康被害拡大防止を迅速に対応していく必要がございます。

本日は、28年度の調査事業の最終報告と、今年度の事業計画につきまして、委員の皆様から御意見、御提言をいただき、より効率的な調査を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

限られた時間ではございますが、委員の皆様様の御活発な御検討をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料の表紙の次に検討会の名簿がございますので、ごらんいただければと思います。

国立感染症研究所獣医科学部第一室長、今岡委員です。

健康安全研究センター微生物部長、貞升委員です。

公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院副院長、大西委員です。

公益社団法人東京都獣医師会危機管理室感染症対策セクション長、佐藤委員です。

委員に交代がございましたので、御紹介させていただきます。これまで、委員に御就任いただいております平野委員が人事異動に伴い辞任されましたので、新たな委員に御就任いただいております。

西多摩保健所保健対策課長、源委員です。

委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の紹介をいたします。出席者のみ、紹介させていただきます。

横山健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長です。

畠山健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員です。

木村環境保健衛生課長です。

鮫島環境衛生事業推進担当課長です。

金谷動物愛護相談センター所長です。

近藤動物愛護相談センター多摩支所長です。

栗原動物愛護相談センター統括課長代理（業務担当）です。

小澤動物愛護相談センター多摩支所統括課長代理（監視第一区担当）です。

野川動物愛護相談センター城南島出張所長です。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

議事次第の次に資料一覧、席次表、委員名簿、資料としまして1～7、参考資料1～4となっておりますけれども、資料と参考資料につきましては1ページから46ページまでページ数が振ってある資料となっております。

なお、事前に資料を送付させていただいておりますけれども、本日御用意した資料をごらんくださいますようお願いいたします。

また、ファイリングされているものは過去の検討会での資料でございますので、参考にしてください。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○貞升座長 座長を仰せつかっております健康安全研究センターの貞升でございます。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について事務局から御説明をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 健康安全部環境保健衛生課動物愛護推進担当の岩本でございます。

本検討会は、原則として公開となっております。また、資料及び議事録についても公開となっております。あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

また、この公開会議についてはホームページで会議の案内を告知させていただいております。

なお、本日には傍聴される方はいらっしゃいません。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思ひます。

本日の議題1「平成28年度動物由来感染症調査実施結果について」、(1)から(3)

までの事項について事務局からの報告を受け、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思ひます。

では、事務局から調査結果について御説明をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、私のほうから資料に沿って説明させていただきます。

「平成28年度 第一種動物取扱業（種別「販売」）における動物由来感染症調査結果」について、資料の3ページから8ページに取りまとめております。

本結果につきましては、昨年度の第2回の検討会において既に御説明しておりますが、検討会において御指摘をいただいた部分も一部修正をしております、また、委員の先生も代わられたということで改めて説明させていただきたいと思ひます。

それでは、3ページをご覧ください。第一種動物取扱業の事業者については、自主管理の導入の動機づけということと、動物由来感染症の発生予防、まん延の防止を推進することとも含めて、都民の飼養する動物に由来する感染症発生の未然防止を図る一助とするために、都内で販売されている動物の病原体保有実態調査を実施しています。

「調査対象」としては、第一種動物取扱業という動物愛護法の法律で定められている販売業、いわゆるペットショップについての登録を受けている事業者です。平成28年度現在1,603施設ありますが、そのうちの8施設について、そこで販売している犬と猫について、犬55頭、猫25頭の糞便、被毛について病原体の保有実態調査を行いました。

「期間」については、こちらに書いてあるとおりです。

「検査項目」は、まず1つ目に飼養実態調査として、動物の飼養状況について聞き取りを行っています。

また、2つ目として糞便、被毛の病原体保有実態検査を行っています。

「検査項目」については表1のとおりでございます。

検査機関については、健康安全研究センターで検査を実施いたしました。

次に「結果」です。

8施設についての飼養実態調査は表2のとおりです。検査時点で飼養している動物の数については、例年、犬が多い傾向がありますが、G施設のように、猫の数が圧倒的に多い施設もございました。今回調査した施設においては、ウサギ、カメ、その他の動物については飼養されておらず、犬、猫のみの飼養でございました。

また、動物については体調の異常はなく、表に示したとおり、それぞれの施設でかかりつけ獣医師が定期的に健診を行っています。また、定期的なシャンプーなどの衛生管理も実施されておりました。

管理方法には、一頭一頭飼う個別管理、2～3頭一緒に飼う群管理がありまして、ほとんどの施設が個別管理でした。A施設とH施設においては個別管理、もしくは群管理をしておりました。

また、動物の導入元については、表にお示ししたとおり、特定のブリーダー（いわゆる繁殖業者）、もしくは自分のところで繁殖（直繁殖）、もしくは競りという市場の3つがあります。

動物愛護法においては、動物を販売する際には重要事項の説明、体調の管理、施設においては飼養施設の点検をしたり記録をしなければいけないということがございます。調査時にきちんとされていなかったところについては、指導を行い改善がなされております。

では、次に（２）になります。「病原体保有状況調査」の結果でございます。

まず「糞便検査結果」についてでございますが、表3をごらんください。表3について、犬は55検体について検査を行っております。昨年度から黄色ブドウ球菌、エルシニア・エンテロコリチカを新たな検査として加えております。黄色ブドウ球菌が2検体、3.6%分離されていて、1検体からはコアグララーゼ型：型別不能、エンテロトキシン非産生、他の1検体は、コアグララーゼⅦ型エンテロトキシンB産生株でした。

病原大腸菌は7検体から分離されておまして、内訳は、毒素原性大腸菌（E T E C）が4検体、7.3%、病原性血清型型大腸菌（E P E C）が3検体、5.5%でございました。E T E Cは同一施設から分離されており、いずれの株も耐熱性毒素（S T）産生株で、血清型はO U T : H 2 5でした。

また、E P E C 3株のうち2株は同一施設から分離されていて、血清型はO U T : H 2 1でした。残りの1株はO U T : H 2 5でした。

また、ジアルジアについては12検体、21.8%から検出され、これは犬によく認められる遺伝子型であるAssemblage C型が2検体、またAssemblage D型が10検体でした。

また、猫の25検体についてはサルモネラ1検体が検出されておまして、この血清型は、O 4 : i :-、薬剤感受性試験においてもアンピシリン、テトラサイクリン、スルファメトキサゾールに耐性がございました。

黄色ブドウ球菌は同一施設から2検体（8.0%）が分離されていて、いずれもコアグララーゼ型X、エンテロトキシン非産生株でした。

病原大腸菌E P E Cが1検体（4.0%）から検出され、血清型O U T : H 2 5でございました。これは、犬において血清型O U T : H 2 5のE P E Cが1検体検出された施設と同一の施設でありました。

ジアルジア1検体については、猫に特有の遺伝子であるAssemblage F型でございました。

こちらについて、重複感染もありましたが、陽性となった猫の検便の状態はいずれも良好でございました。

次に、被毛の検査についてでございます。犬、猫それぞれ1検体ずつ皮膚糸状菌陽性検体が検出されております。いずれもMicrosporum属が分離されています。これらは同

一の施設から検出されていますが、いずれも感染症状は見られてはおりませんでした。

犬の検体は7施設中6施設、猫の検体については6施設中3施設において病原体の検出されています。8施設検査しましたが、7施設においていずれかの病原体が検出されているという状況になっております。

陽性個体への対応状況については、各施設においてかかりつけの獣医師の診療、治療などが行われており、再検査についての御要望は特になかったもので、再検査は行っておりません。

次に、資料1-2の7ページをご覧ください。第一種動物取扱業の「展示業」における動物由来感染症の調査結果でございます。

こちらは、動物園、先ほどの第一種動物取扱業の展示業に当たりますが、動物園で来園者が、餌をあげたりというようなふれあいを行う施設についての検査を行っております。

平成28年度については2つの施設について調査を行いました。今まで反すう動物からの病原体の検出の実績がございましたので、動物種についてはヤギ、ヒツジ、ウシ、ブタという飼養されている動物について検査をしております。

検査項目については糞便検査のみ、サルモネラ、カンピロバクターと病原大腸菌について、動物園の担当者さんに検体を採取していただいて健康安全研究センターに検査をお願いしております。

次ページをごらんください。昨年度に関しては、調査対象とした病原体はどれも検出されませんでした。過去においては、各施設でO91、OUTなどVT1、2を産生するような病原大腸菌が検出されておりました。それに伴って除菌プログラムを行いまして、除菌の治療をしております。

施設においては、動物のストレスに伴って病原体が排出されるということもありますので、ストレスの緩和や、腸内細菌を維持するためビオフェルミンを与える等の動物に対するケアを行っていると同っております。今年度は全て検出されなかったという結果になっております。

次のページをご覧ください。9ページになります。こちらは東京都の獣医師会の御協力をいただいております「動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果」でございます。

こちらは、動物病院、人に飼われていた動物における感染症の診断を集約して、動物由来感染症の人への感染を防止するための必要な措置を講じることを目的としております。

こちらは、平成21年度から継続して調査を実施しております。

モニタリング期間は1年間になりまして、「モニタリング調査」については、犬、猫について調査していただいて、先生が診断していただいたものを月ごとに挙げていただくということを20病院の先生をお願いしております。

また、「サンプリング調査」というのも、この中から6病院について、飼い主から御協力いただいた血液について検査をしております。その検査項目としては、次ページにあります。平成28年度の検査項目はQ熱、猫ひっかき病になっておりまして、は抗原および抗体検査をそれぞれに実施させていただいております。

「モニタリング調査」の結果についてですが、犬、猫については12万1,928頭について調査を行っております。

犬については7万6,134頭、猫については4万5,794頭の調査を行っていただいているということで、区部、多摩部の診断頭数は括弧書きのとおりでございます。

こちらの結果については、表1のとおりでございます。やはり受診頭数は月々に変わってくるかと思いますが、パーセントを見ていただきますと、ノミ刺咬症等はやはり夏場が多いというのはございますが、それに伴って瓜実条虫が増えるというわけではなく、年間を通してそれぞれの病原体が診断されております。

次ページにおきまして、平成28年度の総計が出ております。皮膚糸状菌症については13頭、疥癬については17頭、ノミ刺咬症については160頭となっております。

その下に平成27年度の統計が出ておりますが、平成28年、27年度においては、こちらのほうもほぼ数字としてはパーセンテージは同じような値となっております。

ちなみに、表には載っておりませんが、平成26年度においても同様の診断率となっております。

次に、猫の診断状況についてでございます。こちらのほうも、表のとおりでございます。こちらについては、やはりノミ刺咬症は夏場に多く、夏場に回虫等の頭数も多いということがございますが、皮膚糸状菌が平成28年度においては17頭、疥癬においては16頭で、診断率もこちらのほうに出ているとおりですが、平成27年度の比較としても若干ノミ刺咬症が平成27年度が多かったというところはございますが、全体としての陽性頭数というのもほぼ変わらずとなっております。平成26年度のデータに関しても、数については同様な結果となっております。

次にサンプリング調査についてですが、215検体、犬87検体、猫128検体について調査をしております。結果については、次のページのとおりでございます。犬について検査したところ、Q熱は検出されていません。また、猫についてもひっかき病については128検体のうち抗体陽性が12検体、9.4%となっております。

平成27年度についてはQ熱は検出されなかったのですが、猫ひっかき病については28.2%という値でございました。

ちなみに、この猫ひっかき病は、今年度も昨年度も陽性倍率としては64倍という倍率で、高率の陽性検体というわけではございませんでした。

余談になりますけれども、このサンプリング調査は犬、猫の飼育状況についても調査していますが、犬はほとんど屋内飼育をされていることが調査でわかっております。

また、猫についても約半分以上の方が屋内飼育をされていて、両方というのも若干い

るのですが、我々のほうで適正飼養で屋内飼育をしていきたいと思いますというので、このモニタリングの調査から、猫に関して我々の普及啓発が進んでいるのかなということもわかりました。それに伴って、疾病等もいろいろ変わってきているのではないかと考えております。

ちなみに、先ほどジアルジアの検出がペットショップのほうでもあったと思いますが、動物病院のほうでもありまして、犬、猫の年齢については、大体、幼齢の猫と犬が高率に感染しており、成猫、成犬になると感染しなくなっていくということがこちらのデータからも読み取ることができました。

動物管理担当のほうの調査については終わらせていただきます。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、続いてよろしいですか。「動物愛護相談センター動物由来感染症調査結果」、資料3の説明をよろしく申し上げます。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 では、私のほうから「平成28年度 動物愛護相談センター動物由来感染症調査結果」についてお話をさせていただきます。

まず、最初に「猫のカプノサイトファーガ保有状況調査」についてでございます。こちらのほうは、平成28年4月から12月までに採取されました、今年は大の猫ですね。おおむね生後1年以上の成猫、猫80頭の歯及び歯茎スワブ検体ということで、PCRによるCapnocytophaga canimorsusの遺伝子の検出実施しております。検体採取は私達のほうで、検査のほうは国立感染症研究所の今岡先生のところでお願いしております。

結果は、こちらの表にあるとおりでございます。スワブが80頭中48頭、60%のほうからプラスになっております。

その内訳ですけれども、今回は全て1年以上成猫で60%の検出となります。それを歯の状況で分けますと、高齢等で歯のないものが3頭ありまして陽性数はゼロ、歯のあるもの77頭のうち48頭が陽性ということで62.3%です。

これを性別で見ますと、雄猫が43頭中29頭で67.4%、雌猫が37頭中10頭で51.4%という結果になっております。

これをトータルいたしますと、平成26年の5月からこの調査を実施しておりますが、累計ということで下のほうに示させていただいております。トータルで408頭中168頭、41.2%から陽性という形になっております。1年未満の幼猫は204頭中38頭で18.6%、1年以上の成猫については204頭中130頭ということで63.7%という形になります。

歯の状況で見ますと、歯のないものが114頭中15頭で13.2%ですが、この中の1頭については幼齢ではなく、高齢で完全に歯のないものが1頭含まれております。歯のあるものについては294頭中153頭ということで、52%の陽性という形になっております。

性別で見ますと、雄猫が227頭のうち94頭で41.4%、雌猫は181頭のうち74頭で40.9%という結果になっております。

次に、「犬と猫のダニ媒介性SFTSの抗体保有状況調査」について説明させていただきます。犬については平成4年～8年度、平成23年～26年度、猫は平成25年度～27年度に解剖等をして採取されました犬620頭の血清、猫232頭の血清を用いて検査をしております。ELISA法による検体抗体調査ということで、こちらのほうも国立感染症研究所の今岡先生のところでお願いしております。

結果ですけれども、こちらにあるとおりです。最初は平成25、26、27あたりから調査をしてみたんですけれども、結局、全部ゼロだということで、犬のほうの報告がメインであるということで、犬のほうをもうちょっとやってみましょうということで数を増やしてございます。

最近のところは出てこないということで、昔から定着していたのではないかという話もあったものですから、20年さかのぼって20年前のものを調べてみたところ、結局、全てゼロということで、トータル620頭を調べたんですけれども、犬については全く検出せず、猫についても232頭中、全く検出しないというのがこちらの結果になります。

次に、裏のほうに移らせていただきます。3番目が「犬と猫の寄生虫の調査」で、必要に応じて検便等をしたときの結果でございます。

糞便については、犬が3頭、延べ検体数4、猫が87頭、延べ検体数97の糞便と、犬1検体、猫68検体についての虫体ということで、こちらのほうについては剖検所見によって心臓内と消化管内における寄生虫の虫卵の確認と糞便の検査をしております。あとは、先ほどの犬3頭、猫87頭については糞便の検査ということで虫卵の検査をしてございます。

まず糞便検査についてでございますけれども、こちらは卵があったということで確認できましたのが、犬糞便4検体中、何らかの検出があったものが1検体で、25%、中身は鞭虫が1検体という形になります。

猫の糞便につきましては、97検体のうち22検体は何らかの寄生虫の検出がありました。こちらのほうが22.7%ということで、寄生虫につきましてはこちらにあるとおりでございます。

解剖による虫体の確認ということで、犬1検体に寄生虫はおりませんでした。猫につきましては、68検体のうち15検体から陽性になりまして22.1%ということで、瓜実条虫とか猫条虫とかございますけれども、犬糸状虫が1検体見つかっております。

次に移らせていただきまして4番の結果ですけれども、「犬と猫の犬糸状虫の調査」ということで、こちらのほうで犬と猫について解剖したもので調べたものということになります。先ほど申し上げました猫1頭から出ましたものについて調べたところ、*Dirofilaria immitis*ということで一応同定されております。

猫の場合、虫体が検出された個体のみ犬用の市販のキットで抗原検査を行っておりますけれども、結果につきましては弱毒性というような結果でございます。

私からの報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○貞升座長 ありがとうございます。

では、最後に資料4の説明をよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、15ページをごらんください。狂犬病の調査結果についてでございます。

こちらは、平成25年度に台湾で約50年ぶりに野生動物から狂犬病が発見されたということがございまして、国がその翌年に国内動物を対象とした狂犬病の検査実施の通知を出しまして、それをもとに都内の犬・野生動物等を対象とした狂犬病の調査を実施しております。

「調査対象」としては、犬・野生動物についてA群からC群までの3つの群に分類しております。

A群というのは狂犬病の届け出、要するに狂犬病が発生したのものについて、また疑うものの犬や野生動物について検査するというものです。

また、B群については、何らかの異常、もしくは衰弱等の状態で保護されたり、致死処分された動物になります。

C群については特段の行動の異常はないんですが、けがをしてしまったりというようなものとか、有害鳥獣捕獲等により捕獲されている野生動物ということで、このA群、B群、C群について実施することとしております。

犬については1頭、野生動物については、タヌキについてB群のものなんですが、2頭、検査を実施しました。

犬については、動物愛護相談センターのほうで検体採取をして、ウイルスの遺伝子の検査は健康安全研究センターにお願いしております。

野生動物については環境局に御協力をお願いいたしまして、疥癬等々、負傷というか、弱っているタヌキについて検査をしました。

16ページをごらんいただきますと、「調査結果」については4のとおりでございます。収容した犬及び野生動物の脳検体を用いた狂犬病ウイルス遺伝子検査及び抗原検査の結果は、表1のとおりでございます。犬についてはRT-PCR法で陰性、蛍光抗体法は検査しておりません。

タヌキについてはRT-PCR法、蛍光抗体法、両方とも実施しまして陰性でした。これは、厚生労働省のほうにも報告はしております。以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

1から4の説明でございました。3月8日の時点で中間報告ということでしたが、今回すべてのデータが出そろったということだと思います。

では、ちょっと長いので区切らせていただいて、資料1-1、1-2と資料2につい

て御質問、それから分析評価を含めて御討議をよろしく申し上げます。

1番目のほうは販売されている動物における調査結果で、2番目が展示動物になります。それで、資料2がモニタリングの結果です。

何か御質問等ございますでしょうか。評価を含めてでもどうぞ、いかがでしょうか。では、佐藤先生どうぞ。

○佐藤委員 資料2のサンプリング調査の猫ひっかき病のことについて質問をします。

今回12件、9.4%が陽性だという御報告でしたけれども、屋内飼育が半数であるということでしたが、この陽性の内訳はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○貞升座長 いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 屋内だけで飼っているというものは8検体になります。屋内外両方にいつているものは、4検体でございます。

ちょっとメモになりますが、この中には多頭飼育されている猫がいたようで、その中で複数陽性になっているという情報もこちらのほうではいただいております。

○貞升座長 屋内外が4頭で、屋内が8頭、それで多頭飼育もいるということですね。

○佐藤委員 ついでですけれども、ノミの寄生はどうだったんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ノミの駆除、駆虫をしているという猫は2頭いましたが、それ以外の猫は不明であったり、ノミの駆虫はしていないという猫がいます。不明は3頭で、実施していないのは7頭になります。

先ほど言った多頭飼育の陽性の子は、ノミの駆虫は未受診と報告を受けております。

○佐藤委員 確認ですけれども、ノミの駆虫をしている2検体というのが陽性であったということですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうです。ノミの駆虫をやっているものについても、64倍という抗体価を示しているというこちらの結果が出ております。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○貞升座長 他はいかがでしょう。よろしいですか。

では、次に資料3と資料4について御質問、分析評価をよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

では、私のほうから、カプトサイトファーガのところですが、歯がない114頭のうち15頭が陽性で、そのうち1頭だけが高齢のため歯がないということですのでよろしいですね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 陽性の中のうちの1頭は歯がないということでございます。だから、検査とすると、当然歯のないものの中には高齢で歯のないものも含まれています。

○貞升座長 ということは、歯があったほうが陽性率は若干高いんですけども、歯がなくてもいるよという理解でよろしいんですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 そうですね。

○貞升座長 ありがとうございます。何かございますでしょうか。

では、佐藤先生どうぞ。

○佐藤委員 資料4の狂犬病調査についてお聞きします。2の(2)の「野生動物」のタヌキ2頭、これはB群だということですがけれども、衰弱をした状態というのは具体的にはどんな感じだったのでしょうか。

そして、これは致死処分をしたわけですがけれども、それはどこで行うことになっているのかということと、それから健康安全研究センターのほうで収容されるんだと思いますが、その収容までの保管の状況とか、あるいは時間の経過ですね。こういったものについては、どのようになっているのかということをお教えください。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 タヌキの検査については環境局に御協力いただいているので、全て致死処分をした状態で健康安全研究センターのほうに運んでいただくという形をとっています。業者をお願いしているというお話がございましたので、詳細については聞いておりません。

やはり検体が冬といえども脳検体なので非常に融解しやすいということで、健康安全研究センターの先生に御協力いただいて、業者と連絡をとっていただいて、なるべく早期に検体を運んで処理するという形をとっています。

○佐藤委員 その衰弱は、具体的にどのような状態であったのかということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 衰弱については、疥癬等になります。病気としては衰弱というよりは負傷扱いのものとしています。

○佐藤委員 今回の2頭の具体的なお話ですがけれども。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね。有害鳥獣捕獲されてはいるんですがけれども、それが疥癬であったりとかということだったので、それでこちらに入れてあります。

○佐藤委員 有害の鳥獣であるということで捕獲したら、たまたまそれが衰弱をしていたという理解なんですか。このB群とC群は、とにかく有害で捕まえるだけけれども、その中の衰弱しているものをB群に入れて、そうではないものをC群にしているということなんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 こちらのほうでは環境局から疥癬のタヌキの駆除というふうに分けているので、一応B群というふうに分類はしています。

○佐藤委員 要は、狂犬病の場合には異常行動をとったり、神経症状が出たりするわけなんですがけれども、少なくとも生きていればそういったことで何か特記事項みたいなものがあると非常にピックアップしやすいんじゃないか。

もちろん、全部確定検査に回してしまえば有無を言わずということにはなるんですがけれども、その辺のデータをうまくとれるようになると、よりいいなというふうに感じて申し上げました。

それから、他のここではないところでたまたま聞いた話ですがけれども、やはり先ほど

御説明がありましたように脳融解というものがあって使いものにならないというケースも少なからずあるということなのですが、業者委託をして致死処分をしているというお話でしたけれども、それが健康安全研究センターのほうに渡るまでの間は冷蔵して保管されているという理解なんですか。

○**貞升座長** これは、畠山さんが答えたほうがいいですね。畠山さん、お願いします。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 環境局から委託を受けた会社が、捕獲収容しまして、自社に戻りまして二酸化炭素で致死処分します。そして、それをまた健康安全研究センターに運んでいただくんですけども、捕獲して運びますという連絡を受けましたら、私どもでは来ていただくまで夜待っていますが、大体そのタイムラグは2時間ぐらいです。その後、すぐ冷蔵にしますので、脳融解というのはタヌキの場合は考えられない状態です。

○**貞升座長** 死んですぐに持ってくるという理解だと思うんですね。それで、先ほど佐藤先生の御質問にもよると思いますが、必ずしも衰弱しているかどうか定かではないところもあるかもしれないので、先生が御指摘いただいたように衰弱しているのかどうかということで多分B群かC群かに分けられると思うので、もしその辺の情報がとれるのであれば入れたほうがよろしいんじゃないかということですね。ありがとうございます。

私も1回、検体の搬入に若干立ち会ったんですけども、たしか夕方5時過ぎてからだったので、できるだけ向こうは脳が軟化する前に持って行こうということもあるので、その辺の判断は確かに重要ななと思いました。

他に何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

大西先生、いかがですか。

○**大西委員** 特にないです。

○**貞升座長** 今岡先生、いかがですか。

○**今岡委員** カプノサイトファーガとSF T Sを協力させていただいて調査をしてきたんですけども、カプノサイトファーガも大分、調査動物は頭数がそろって。患者のほうは毎年、確実にうちのほうで情報をつかめるだけでも7～8例ぐらいでしょうか。それで、亡くなる方はやはり2～3割という状況で続いています。

ただ、全てがくるわけではないので、患者はもっているのだろうとは考えられます。

でも、まだ若干認知度が低い。医療機関のほうで認知度がかなり低いのが悲しいのですが、リピーターの先生方がいらっしゃるということは、知っていれば皆さん患者をつかまえられるということかと思えます。

それで、SF T Sの方は、抗体陽性の犬は捕まってくるのですが、特に西日本で、昔、猟犬の調査をしたことがあって、狩猟に携わっている犬などでは抗体陽性が出たことがあります。東京は、とりあえずこれは愛玩が中心になってくるのですが、今回陽性は出ていないということで、それはそれで喜ばしいのかなとは思っています。

ただ、感染研のホームページを見ていただいてもわかるんですけども、シカの抗体陽性率と患者の数の間に相関があります。まだそれほど患者が北上してきてはいないのですが、徐々に上がってきている感があるということと、あとは東京のほうも、もうちょっと野生の動物に突っ込んでいかないといけないのかなという気はするんですが、北関東のほうでは幾つか調べてほとんど陽性が出ていないという状況はあります。

猫については抗体陽性のもは捕まったことがないということで、これについては近々何らかの動きがあると思いますので、それはそのときまで待っていただいとということでしょうかね。

○貞升座長 ありがとうございます。これは、カプトサイトファーガに関してはかまれないのが一番予防策としてはいいと思うんですけども、かまれた場合はどのように。

○今岡委員 かまれた場合、結局、愛玩動物というのも飼う人がどれだけ自分のことをケアするか。自分で判断をして病院に行ったほうがいいと思えば行くし、行かないでも大丈夫だと思えば行かないでも大丈夫だし。ただ、それで何かあっても最終的には飼い主の判断ということになるので、愛玩動物を飼う以上、そのぐらいの自己責任は負ってもらいたいと思うんです

それで、そのためにはいろいろ勉強していただいてから飼ってもらってというふうにするんですが、血が出るようなけがであれば当然、すぐに流水で流していただいて。場合によっては傷が大きいようであれば医療機関に行って、抗生剤を飲めばカプノサイトファーガが予防できるのは事実です。今のところはペニシリン系の抗生物質を使うんですが、それに明らかに強い耐性を持っているものは、まだ患者さんからほとんど出てきていません。ペットの耐性菌問題というのがこれからいろいろ調べられていくんだろうと思うんですけども、まだ今のところカプノサイトファーガについてはそういう心配はなさそうであると。

○貞升座長 もう一点、いいですか。結構、患者さんはお年寄りが多いような気がするんですけども、若い人は余りいないですか。

○今岡委員 そうですね。大体40歳以上、50歳以上です。亡くなっているのは、50歳以上です。それで、世界中での症例自体、調査されているのはそんなに多くなくて、それらを全部、かき集めても40歳以上、男性が3、女性が1という比率です。

それで、最初にカプノサイトファーガの患者さんというのはアルコール中毒の患者さんとか、あとは脾臓摘出をした患者さんから見つかったということがあって、脾臓摘出はありですし、アルコールは肝機能障害でしょうか。そういった何らかの、特に免疫系にダメージを負いやすい人というのは危ないんだろうと思うんです。だから、そのところが男が多くなってくる部分かなという気はします。

○貞升座長 源先生、いかがでしょうか。

○源委員 ちょっと資料が戻ってしまってもいいでしょうか。参考までに教えていただきたいんですけども、西多摩管轄ではないのですが、026の保育園児での集団発生を

疑われるような事例を聞いたことがありまして、この時期なのでプールも関連はあるんだけれども、どうも保育園でヤギだかヒツジだかを飼育しているというときに、症状はなくてもそういう飼育動物から、資料1-2になると思うのですが、毒素原性の病原菌が検出される可能性があると思うんですけれども、実際に陽性率といいますか、そういうあたりの何か情報があれば教えていただきたいと思います。

○貞升座長 展示動物に関しては畠山さんが結構長くやっていて、O26が出て、それでVTがあるか、ないかで出たときには、それをさわられるような形からちょっと隔離してという形でその後に除菌するという作業をしているんですけれども、畠山さんから何かコメントはありますか。

○健康安全研究センター微生物部主任研究員 この展示動物の調査に関しましては、全て健康状態がよいものを行ってまいりますけれども、その中で反すう家畜はやはり腸管出血性大腸菌を保菌している率が何%かあります。

ただ、ウシに比べましてヤギ、ヒツジから分離されますのは、通常のO157やO26に比べると、腸管の上皮に付着するような因子を持っていないもの、比較的病原性の弱いものが分離されています。

ただ、保育園等の小さいお子さんがいるところだと、そのようなものでも感染して発症する可能性がありますので、もし保育園等でヤギを飼育するようでしたらやはり定期的な検査をしていただいたほうがいいと思います。

○貞升座長 実際にそれで事件が起きたということは余りないですよ。

○健康安全研究センター微生物部主任研究員 ないです。

○源委員 ありがとうございます。

○貞升座長 あとは、ほかにございますか。

一応、去年から実はこの資料をかなりシンプルにさせていただいて、情報公開ということで福祉保健局のホームページにもしっかりと昨年の分は掲載されている状況でございますので、またこれがホームページに載ることになるかと思っております。次にいっていただいでよろしいですか。

では、29年度の動物由来感染症調査計画について、資料5から7までの事項を事務局から御説明をお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、平成29年度の調査計画については前回の検討会で御意見をいただき、それに基づき事業実施を始めているところです。各事業について、簡単に説明させていただきます。

まず、「平成29年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画」について説明いたします。17ページ、資料5をごらんください。平成11年度から事業を実施しておりまして、平成28年度の結果についてお話をしていますが、今年度においても第一種動物取扱業の販売業及び展示業の登録施設を対象に検査調査を実施していきたいと思っております。

こちらについては、動物取扱業者さんの衛生管理などの自主管理の考え方を普及すると、衛生管理のレベルを底上げするということがあります。また業者さんへの指導についてお話をさせていただき、昨年度実施したように動物取扱責任者研修での情報提供を行うことで結果を反映させていただいております。

別紙1になりますけれども、販売業における病原体保有状況調査計画についてです。第一種動物取扱業の販売業、ペットショップについて10～15施設で計80検体を予定しております。

検査項目は先ほどお話ししたとおり、昨年度と同様でございます。

陽性時の検出時の対応ということで、業者さんに対しては利用客の衛生上の注意喚起ということと、また検出された病原体の説明を文書により改めて行うこととしております。

また、先ほど畠山先生がお話ししたように、同じ病原体の名前でも病原性に差があるため、先生のほうからアドバイスをいただいて、それに基づいて業者に指導するという形をとっています。業者に対しては、改めて飼養施設の洗浄・消毒とか、飼養動物との接触後の手洗い・うがい、あとは清掃時の専用衣類のマスク類の着用など、徹底するように指導していきます。

また、従業員の方は全て動物からうつるのではなくて、実は人から動物にうつってしまうということもあるのではないかとということもありますので、従業員さんが健康異常等のことがあるような場合は必要に応じて医療機関へ受診するようにお話をさせていただいております。

また、動物の健康状態について確認するとともにかかりつけの動物病院、昨年度の8施設については全てかかりつけの先生がいらっしゃいましたが、病院に受診するように勧めることと、必要に応じて動物の感染拡大を防止したり、治療及び隔離を指導するというのを陽性時の対応としております。

また、再検査を希望される場合は健康安全研究センターで再検査を行い、また、治療薬等についても何か御説明を求められた場合には、こちらから指導して適切な処置をしていただくようお願いしております。

続きまして、別紙2をごらんください。先ほど2つの施設で展示業について実施しておりますが、今年度も動物園におけるふれあい施設等を実施することとしております。予定としては、2施設において実施する予定でありまして、前回と同様、病原体の検出率の高いヤギ、ヒツジ、ウシ、先ほど源先生からも反すう動物などについては病原大腸菌の検出率が高いというお話がございましたので、そういった動物を対象に、都内の展示業を持っています動物園に御協力をいただいて健康安全研究センターで検査を行います。

「検査項目」は8になりますが、こちらについては昨年度と同様、細菌のみで、サルモネラ、カンピロバクター、病原大腸菌の検査を行います。

また、「陽性検体検出時の対応」として、動物園の対応として動物園の獣医さん、またはかかりつけの獣医さんがいらっしゃるの、そういう方に治療をしていただくということと、ほかの動物等が感染しないような飼養施設及び器具の消毒、ふれあい動物を利用する人に対しての手洗い、うがいの徹底を注意喚起していただくこととなります。

ふれあいというのは非常に人気があると思うんですけども、我々が幾つか見せていただいたところは手洗い消毒、手洗い施設もきちんとして、また職員等もそういったところでアドバイスをしていたりというのを徹底されているので、こういったところも、ないような施設であれば指導していきたいと思っています。

また、特に注意を要する方ですね。注意喚起を行うということになっているのは、先ほどの源先生がおっしゃった、5歳児以下の乳幼児などについてはどうしてもすぐお口に手を入れてしまうことがありますので、そういったところについても十分職員の方、動物ふれあい展示にかかわっていた方々にもお話をしていくように、陽性検体時にはお話をしていきたいと思っています。

また、検査結果によって必要に応じては隔離治療を行って、除菌確認終了まではふれあい活動に供さないというふうにお願いをしております。

また、検査結果については動相センター等についてもふれあい動物園の展示業に当たるので、情報提供を行い一緒に指導等をしていきたいと思っています。

また、動物愛護相談センターに人への感染の疑いが発生した場合には、保健所等との協働になるかとは思いますが、公衆衛生の観点から行政の関与が必要とされた場合には連携をとって対応していただくと考えております。こちらの検査結果については、動物園というところはふれあい施設という反面、やはり動物なので全く無菌ではないというのは皆さんわからないところがありますが、データについては検討会においてもなるべく動物園に風評被害がないような形でデータを提供していきたいと思っています。

続いて、資料6になります。「平成29年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画」をお話させていただきます。

昨年度と同様、東京都の獣医師会の先生方に御協力をいただいて、モニタリング調査及びサンプリング調査を行うという形をとっております。

「モニタリング調査」ですが、今年度については犬、猫について犬糸状虫症を追加します。

また、サンプリングについては、6病院に調査をお願いします。昨年度と変わったところは、検体を犬、猫の糞便にしております。検査項目についても、こちらの検査項目としました。検査項目として、人への感染リスクが高いものでして、人から動物、または動物から人へというような共通の細菌、病原菌、病原体ということもございまして、こちらの検査を今回はサンプリング調査としてやっていくということで進めていきます。

また、動物取扱業の調査についても同様の検査を行っておりますので、先ほど言った市

場や直繁殖やブリーダーさんから仕入れた、生まれて間もない動物と、ある程度、家庭で飼育されていた動物についての検便の細菌の状態はどう違うかというのも一つの動物由来感染症においては興味深いところだと思いますので比較できたらと思い、サンプリング調査については、今年度は犬及び猫の糞便で、この表にあります検査項目で実施したいと考えております。

○**貞升座長** 一応、ここでとめたいと思います。資料5と資料5の別紙1、別紙2と資料6に関しまして御質問、御意見はございますでしょうか。

どうぞ、大西先生。

○**大西委員** これは多分、私の聞き逃しかと思うんですけども、別紙1、それと別紙2の調査対象施設は今年調べたところとはたしか変わるんじゃないですか。同じところではないんですよ。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 別紙1がペットショップなので、先ほどお話しした1,600ほど取扱業があるのですが、その中で動物愛護相談センターのほうで選んでいただくという形をとっています。

また、別紙2については動物園のほうですね。こちらについては一部の動物園を変更しておりますが、一部は継続して検査をするという形をとっております。

○**動物愛護相談センター業務担当** 継続して実施している事業ですので、系列店舗とかということで仕入れがかぶるようなところはあるかもしれませんが、前年度と同じ店舗を選択するようなことはないようにしています。

○**貞升座長** 他によろしいですか。

どうぞ、今岡先生。

○**今岡委員** ペットショップのものなんですけれども、昨年のところでは販売時の重要事項の説明をそれぞれの施設がやっていると書いてありますが、この重要事項の説明というのは具体的にどういうものになるんですか。どういうことをやればオーケーという状況になるんですか。

○**動物愛護相談センター業務担当** 法令的には、基本的なものとして18項目の説明事項がございまして、販売する対象動物のものの説明ですね。品種から、どういう性質の動物で、性別も含めてですけれども、品種はどうでという基礎情報に加えて、どのぐらいの大きさになる動物であるとか、飼い方に関する説明、それから生理生態に関する説明、病気に関する説明、それぞれ基礎的なことが18項目あり、また、動物種ですとか個体によっては加えて説明しなければいけない事項もあるので、それは御自身がアレンジをしてやっていくということで、細かなところまでは決まっていらないんですけども、大まかな情報として18項目が規定されています。

○**今岡委員** それは、説明を業者さんが、買いに来た人にするわけですよ。

○**動物愛護相談センター業務担当** そうです。舞い上がって買いに来ちゃっていると全く素通りしてしまうので、買う側が手元に残るようにということで、文章をもって説明を

し、買う側はその文書をもって説明されたということ、聞きましたという署名をする。ここまでが、法律で定められています。

文書のサンプルについてはそれぞれの業者が自分で用意するのですが、サンプルとして環境省のほうでも代表的な動物についてはお示しをしています。

○**今岡委員** きっちり、それをやっているんですね。

○**動物愛護相談センター業務担当** ひな形といいますか、契約書の様式になって、複写式のもので用意しているところ、それから個別にワクチンを打った情報であるとか、疾病の情報であるとか、品種特有の情報であるとか、そういったものは個別に業者がプリントをつけて渡したりというようなところを工夫しているところもあるようです。

昔ながらの小さな動物販売店はなかなかこれに対応することが難しく、我々が監視に行った際に、それが十分にできていないところは指導対象になることが多いです。

○**今岡委員** でも、これは業者のペットショップの店員さんとかに実際に説明されたことはありますか。

○**動物愛護相談センター業務担当** 私がですか。

○**今岡委員** はい。この調査に入ったときに、理解して説明しているのか、ただ単に文書で渡すということになると逆に文書を読むだけという。

○**動物愛護相談センター業務担当** 説明をする職員についても実は規定がありまして、事業所ごとに動物取扱責任者というのを置かなければいけないんですが、動物取扱責任者と同等の資格を有する人が重要事項の説明に当たることになっているので、この責任者と同等の資格、責任者の要件というのが非常に今、曖昧で検討事項にはいろいろされているところですが、半年以上の従事経験を持った人から、きちんとした資格を持っている獣医師か、そういった資格を持っている人、さまざまいらっしゃると思いますので、そのレベルについては一律のものではないと思います。

○**今岡委員** ありがとうございます。

○**貞升座長** あとは、ふれあい展示のところ、今、展示に供しているのはこの4種の動物のみですか。爬虫類とか、そういった他のものはやっていないですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 爬虫類を実際にさわらせるとしていることはあるんですけども、爬虫類はサルモネラを持っていて、一回抗生剤で除菌する試みをしたのですが、やはり除菌できないということで、それ以降、手袋をはめてふれあうというようなことをしているようです。

ですので、多分、爬虫類を検査するとなるとやはりサルモネラの問題が出てくるので、そこら辺の対応方法がこちらでできていない状態で検査というのをやって、その後、指導ができるかというあたりが問題になると思います。

○**今岡委員** 一応、都内のこれらの施設では爬虫類は取り扱っているんですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 今年度対象のは、爬虫類はいないと思います。

○**貞升座長** 恐らく、爬虫類からサルモネラが出たときにどう指導すればいいかということがあるということですね。

○**今岡委員** あとは、鳥類はどうですか。オウム、インコ類はさすがに、これもちょっとホットな話題になってしまったので。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 他県さんで、鳥だけを展示している施設でクラミジアとか出ていますよね。多分、そうなるとクラミジアの検査もしなければいけないと思います。

ただ、都内ですと、そのような施設はちょっと見当たらないので。

○**今岡委員** ふれあい展示という形では動物園ではやっていないですか。

○**貞升座長** 都内の我々に協力していただいている動物園では、今のところないということです。あれば、対応方法を考えるということだと思います。

○**佐藤委員** 別件ですけれども、よろしいですか。民間のふれあい施設として、ネコカフェですとか、そういった類いのものというのは多々あるわけですが、最近よくメディアに出てくるのがフクロウカフェですよね。そういったところでは、ちょっと見ているとハリネズミとのふれあいみたいなこともやっているんですね。それで、調査対象は公の動物園というような展示施設を対象にしているようですが、実際にそのリスクとして繰り返し行っている場所というのは徹底されているのではないかと思います。割と野放しになっているブームに乗って出てくるようなものについて調査をする必要はないのか。

先ほどのオウムの問題もあり、猛禽類ですから、フクロウや何かですとアスペルギルスですとか、何かありますよね。そういったものが心配だなというのがあります。調べてみると幾つか存在もしていますし、例えば八王子のほうでしたか、牛の乳搾り体験みたいなことをやっている施設もありますよね。そうすると、その乳汁中の問題ではなくてやはり体表をさわるので、その後の病原体の問題とかというようなことも心配になってくるんじゃないかと思うんですね。

ですから、病原体そのものを調査することもとても大切なだけけれども、その前後に行う感染防御をどうするのかという部分の指導はしていらっしゃるのでしょうか、実際にそれがどの程度徹底化されているのか。

先ほどの説明ですと、例えば手洗いを徹底している。うがいも徹底しているというようにお話がありましたが、具体的にタオルは使い回しをしていないかとか、コップはどうしているのか。全部、使い捨てなのかとか、そんなことを考えると、実際に私の知っているところなどではコップなんかもないし、うがいをしましょうということも書かれていない。

ですから、実態はどうなんだろうということも調査対象に入れていくべきなんじゃないかと感じました。以上です。

○**貞升座長** ありがとうございます。ネコカフェに関しては何年か前にたしかにやって

いたと思うんですけども、今のフクロウカフェとか、乳搾りですか。その辺に関して、事務局はどのようにお考えでしょうか。何かありましたら。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 確かに、動物取扱業は非常に多様化しているかと思えますので、先生がお話ししていただいた問題は、問題提起として考えていかなければいけないかなとは思っております。その辺は、整理をしなければなかなか難しいところがあるかと思えますが。

○**貞升座長** ありがとうございます。整理していただいて、検討していただいて、3月のときにまた調査結果等を踏まえて教えていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

○**佐藤委員** はい。

○**貞升座長** ありがとうございます。

あとは、資料3のサンプリングの関係で今年度から変わったところがあると思うんですけども、調査方法で分離培養したものに関して病原体で、それをサンプリング調査でやるということで、ここは多分、去年とちょっと違うところだと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、次に進めさせていただいて、動物愛護相談センターの事業について城南島出張所の野川さんからよろしくお願いします。

○**動物愛護相談センター城南島出張所長** 今年度の動物愛護相談センターの動物由来感染症調査につきまして、口頭で説明させていただきます。

まず、今年度、寄生虫の検査につきましては、引き続き実施をする予定でございます。ほかの調査につきましては、いろいろ検討を進めていたところなんですけれども、ただ、皆さん御存じのとおり、殺処分ゼロのお話であるとか、実際に譲渡推進ということで検体の確保が非常に困難な状況になっております。

ですから、とりあえず今年度は何か事件等、動物由来感染症の発生等があったとき、必要に応じてそれに対応して調査を行う体制で実施をしていきたいと思っております。以上でございます。

○**貞升座長** ありがとうございます。

では、続きまして資料7の御説明をよろしくお願いします。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 計画について、最後の御説明をさせていただきます。資料7、25ページで狂犬病の調査計画になります。こちらは26年度からやっております。昨年度、先ほどお話しして、佐藤先生にもいろいろ御指摘をいただいているところなんですけれども、犬、野生動物等に狂犬病調査を行っていきます。

また、先ほどお話ししたようなA群、B群、C群、全く同じです。分類したものについて犬及び野生動物、こちらは先ほど城南島の野川出張所長のほうからもお話があったように、犬等というのは非常に難しいところがあるかとは思いますが、一応目安として数を挙げさせていただいております。

また、野生動物については先ほどお話ししたように環境局さんとお話をしまして、2頭程度の数で検査を実施したいと思っております。

調査機関等については、健康安全研究センターのほうで確定検査をしていただくという形をとっております。

また、検査方法も遺伝子検査もしくは蛍光抗体法による抗原検出によって確定診断を行うという形をとります。

また、この結果については国へ報告するとともに、陽性時の対応としてはこちらのほうの狂犬病のガイドラインのとおり、関係機関と連携して対応して行うということです。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ただいまの資料7と城南島の御報告に関しまして、予定について御質問等ございますでしょうか。

1点、城南島の検査で寄生虫とおっしゃいましたけれども、あれは。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 今回の調査でいきますと、3番の調査です。こちらのほうは、継続して行うという形でございます。

○貞升座長 わかりました。

御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、計画に基づいて動物由来感染症事業の推進をよろしく願います。全体を含めまして、今回の資料に関しましてよろしいでしょうか。

ないようですので、事務局からその他の報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、私のほうから説明させていただきます。

先ほどお話しした動物病院モニタリング事業については、平成21年度から28年度の結果をまとめまして、9月10日に開催されます平成29年度の関東東京合同地区獣医師大会の3学会のほうでの発表を予定しております。これについては、第2回の検討会で詳細報告をさせていただきたいと思っております。

○貞升座長 ありがとうございます。

あとは、この間の3月8日のときに法文に載せようかというようなお話があったと思うんですけども、論文にしたらどうかという大西先生からの御指摘というか、御要望があったと思うのですが、それに関してはいかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そちらについても、第2回の検討会までには先生たちにアドバイスをいただいて形にすることができればと思っておりますので、また御意見をいただければと思っております。

○貞升座長 よろしく願います。

その他に、事務局から報告事項はございますか。

それでは、議題は以上です。本日は、委員の皆様方からさまざまな御意見、御要望が出されました。事務局は、本日の意見を参考にしていただいて、今後の動物由来感染症

調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討はこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健衛生課動物管理担当 本日は、貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございます。

次回の検討会では、本年度の調査結果についてまとめたものなどを御報告させていただきたいと考えております。

次回の検討会の開催は来年の2月ごろを予定しておりますので、日程につきましてはできるだけ早目に事務局より調整させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(午後3時27分 閉会)